

# 【記入例】

(販売店控)

## LPガス販売契約書及び書面受領書

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、お客様並びに当販売店、それぞれが記名捺印（署名可）し、各1通を保有するものとします。

### 供給設備及び消費設備の所有関係

#### (1). 供給設備

お客様の敷地内に設置している供給設備(容器からメーター出口までの設備)は当社所有のものです。  
 (供給設備の名称・型式・数量等)

名称	型式	設置年月日	設置時費用(円)	耐用年数
容器	50K、20K)	—	— 円	—
容器チェーン	(ベルト、鎖)	R6・1・10	— 円	—
高圧ホース	(65 cm)	R5・12・1	— 円	10
調整器	(8 キロ)	R5・12・1	— 円	10
低圧ホース	( cm)	R5・12・1	— 円	10
ガスメータ	3 号	R5・12・1	10,000 円	10
配管一式			— 円	
その他	※ わかる範囲で記入、不明な場合 —			— 円

#### (2). 消費設備

以下の表に記載してある消費設備等を当社の費用負担で設置し、お客様にご利用いただいております。そのため、毎月のLPガス料金のうち設備料金として請求させていただいております。  
 別途リース契約等により当販売店とお客様との間で貸与等に係る費用負担の方法について双方の合意がある場合に当該費用を設備料金として請求します。  
 その設備料金は下記の一覧表から算出しています。

(当社が所有する消費設備一覧表)

名称	数量	設置年月日	設置時費用(円)	支払月額	支払回数
(例) 給湯器	1	R6.11.20	201,000 円		
ガス漏れ警報器	1	R5・12・1	5,400 円	90	60
※ 警報器代を基本料金で回収している場合、記入しない					
合計			5,400 円		

### 販売事業者とお客様の書面の受領関係

本文書を交付したのは、以下のLPガス販売事業者であり、本文書を十分に熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。  
 なお、液化石油ガス法第14条に基づく通知書(本文書)および液化石油ガス法第27条に基づく周知文書の交付は、書面に~~変え~~電磁的方法(電子メール等)を利用することが可能となりました。当社(店)の担当者より詳細な説明をお聞きの上、ご承諾をお願いいたします。

・14条通知書  承諾する ・周知文書  承諾する **※電磁的方法を利用の場合 チェックする**

LPガス販売の契約日	(西暦) 年 月 日 (利用している例は少ないと思います)
LPガス販売事業者	事業者名 代表者氏名 担当者氏名 住所 TEL
お客様 ※法人の場合は代表者氏名	お客様氏名(名称) お客様コード メールアドレス ※電磁的方法利用の場合は記入 住所 TEL 受領日 本文書において重要事項の説明を受け、内容を承諾いたしました。 (西暦) 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾する 署名 <input checked="" type="checkbox"/> ※確認のため



## LPガス販売に関する重要なお知らせ

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）」第14条、同法施行規則第13条並びに特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第4条及び第5条に規定する事項をお知らせします。  
確認のうえ、この書面は大切に保管されますようお願い致します。

◎ 内容を十分にお読みください。

記

1. 供給する液化石油ガス（以下、「LPガス」といいます。）の種類は、い号です。

### 2. LPガスの供給方法

ガスの供給切れがないように、LPガスを充填した容器を計画した配送日に配達し、供給設備に接続する「容器交換方式」により行います。「バルク供給方式」の場合は、お客様宅に設置したバルク貯槽又はバルク容器に計画的にLPガスをお届けします。

容器交換方式  バルク供給方式

### 3. お客様の保安責任と当社（店）の責任等

※ どちらかにチェックする

(1) お客様の保安責任

お客様がLPガスをご使用になる場合は、当社（店）が本書面とともにお渡しする別紙「周知文書」記載の保安に関する注意事項を遵守されるようお願いいたします。

この周知文書記載の注意事項に反して生じた事故・災害の責任は、原則としてお客様に帰することになりますのでご注意ください。

(2) 当社（店）の保安責任

当社（店）は、容器からガスメータ出口までの供給設備について当社（店）又は当社（店）の委託した保安機関が定期点検を行うこととし、その維持・管理について責任を負います。

(3) その他のお願い

お客様の敷地内にある供給設備について、当社（店）又は当社（店）の委託した保安機関以外の者によって、みだりに変更等を加えられないようご注意ください。

もし、このような第三者による供給設備の変更・損壊・移動等の事態が発生した場合には、当社（店）まで速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

### 4. LPガス設備の点検・調査等の保安業務の実施者とその責任

(1) 保安業務の実施者

LPガス供給にかかる保安業務については、当社もしくは（表I）に記載する保安機関が責任をもって実施します。

(2) 保安業務の実施に関する責任等

供給開始点検・調査及び定期消費設備調査の結果については、当販売店または販売店が委託しています保安機関の調査票をもってお客様にお知らせいたします。調査の結果、経済産業省令の技術上の基準に適合していない場合は、お知らせした後原則として1か月を経過した日以後5か月を経過しない期間内に再度、当販売店又は当販売店が委託しています保安機関が調査にお伺いしますので、保安の確保のため、所有者の負担と責任において速やかに改善されますようお願いいたします。

消費設備の調査結果は文書をもってお知らせします。その結果が、液化石油ガス法の技術上の基準に適合していない場合は、改善のお願いをさせていただきますので、当該設備所有者の負担と責任において、速やかな改善をお願いいたします。（欠陥が消費設備の中の重大なものである場合には、液化石油ガス法第35条の5に基づいて、その消費設備の所有者又は占有者に対し、県知事から基準適合命令が出されることがあります。）なお改善しない場合は、災害の発生のおそれがあります。場合によっては、LPガスの供給を停止することもありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(3) 保安業務に関する周知の方法

供給開始時及び2年に1回以上災害の発生の防止に関し、必要な事項をお知らせします。但し、屋内設備の給湯器又は風呂釜で、不完全燃焼防止並びに立ち消え安全装置が付いていない器具をお使いのお客様には1年に1回以上お知らせします。

### 5. 供給設備及び消費設備の所有関係とLPガス販売契約解除時の取扱い

(1) 供給設備の所有関係

「供給設備及び消費設備等の所有関係」(1)の供給設備は、当社（店）の費用負担で当社（店）又はその指定を受けた者が工事して設置し、当社（店）が所有権を有するものです。

(2) LPガス販売契約解除時の供給設備の取扱い

お客様から当社（店）との本件書面交付に係るLPガス販売契約の解除の申し出があったときは、前記(1)の供給設備を当社（店）が遅滞なく（原則として一週間以内）撤去することを原則とします。当社（店）以外の者が無断で取り外すことのないようお願いします。また、取外しの必要がある場合、必ず事前に当社（店）へご連絡をお願いします。

ただし、次の場合には、供給設備をお客様の敷地内等に1週間を越えて置かせていただくことがあります。

- ①お客様へのLPガス供給が、複数のお客様に対する設備の一つを用いて行われている場合
- ②当該設備が業務用等の大規模設備であって、撤去に費用及び日数と時間を要する場合
- ③その他、当該設備の延長設置についてお客様の同意を得た場合
- ④販売契約解除時にガス代金等について未精算額がある場合

(3) 当社（店）所有の貸与設備

「供給設備及び消費設備等の所有関係」(2)に記載してある供給設備及び消費設備は当社が費用を負担し、設備費用を限度として料金に合算して請求させていただいています。ただし、賃貸契約の集合住宅等の居住者の方は除きます。

お客様が設備の買取を希望される場合、「時価相当額」で買い取っていただくことも可能です。「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下の通りとなります。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12$$

注1：Aとは供給設備の設置当初の費用です。

注2：上記の計算方法は、定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。

注3：定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせ致します。

## 6. 供給設備及び消費設備についての費用負担等

- (1) 供給設備及び消費設備に要する費用のうち、供給設備以外の設備の設置・変更・修繕・撤去に要する費用は、お客様にご負担していただきます。
- (2) お客様のご事情による当社（店）所有の供給設備の変更・修繕・撤去等に要する費用については、原則として、お客様にご負担していただきます。
- (3) 本件書面交付に係るお客様と当社（店）とのLPガス販売（供給）契約が解除され、お客様が精算される場合は、「時価相当額」とします。

## 7. LPガス料金

- (1) 容器、バルク貯槽、調整器、ガスメーター等はLPガス消費量に応じたものを設置し、ガスメーター出口をもってLPガスの引渡し箇所とし、毎月検針を行い、添付の料金表〔等〕に基づき計算されたLPガス料金を定期的に所定の方法（口座自動振替、振込、現金払等）によってお支払いいただきます。

LPガス料金の計算方法は次のとおりです。

$$\text{LPガス料金} = \{ \text{基本料金} + \text{従量料金} + \text{設備料金} \} \times \text{税}$$

- (2) 算定の基礎となる項目の内容は次のとおりです。

名称	料金の説明	料金に含まれる費用
1. 基本料金	LPガスの使用量に関係なく一律にお支払いをいただく料金です。	供給設備の償却費、賠償責任保険料、保安管理費用、ガス漏れ警報器等 ※設備料金に入れてある場合あり
2. 従量料金	LPガスの使用量に応じてお支払いをいただく料金です。	原料費、配送費等
3. 設備料金	LPガスを使用する際のガス機器等の利用に応じてお支払いいただく料金です。	ガス機器等の貸付があればそれらの料金が含まれます。 <u>賃貸集合住宅のお客様は、（原則として）0円又は該当なしとなります。</u>

◎R7・4・2以降、新規契約は請求できない

- (3) LPガスの仕入価格の変動や社会情勢、経済情勢等により料金を改定する場合、その都度理由を説明し、原則として変更後の販売価格の適用が開始される日の1ヶ月前までにお知らせします。  
原料費調整制度（仕入価格変動、為替レートにより原料費が変動する方式）を採用の場合、前日までにお知らせします。

原料費調整制度採用

※なお、LPガス料金は、「自由料金」のため、LPガス販売事業者により違いがあり、同一ではありません。

※採用の場合、チェックする

## 8. 防災等についてお願い

- (1) 火災発生の場合；直ちに容器バルブを閉め、消防署員など関係者に容器の位置を知らせるとともに当社（店）にもご連絡ください。  
 お客様の近くで火災が発生したときも同じように対処してください。
- (2) 地震が発生したとき；あわてずに使用中の火を消し、容器バルブを閉めておいてください。  
 なお、大きな地震が発生した後では、ガス配管やガス機器等からガス漏れのおそれがありますから、下記（表I）に記す保安機関の点検を受けてからご使用ください。
- (3) 水害のおそれのある場合；容器・調整器・メータ・配管などが流されないようにしてください。  
 また、流されるおそれのある場合には、当社（店）へご連絡ください。  
 なお、水害によって、容器・調整器・ガスメータ等が冠水した場合は、下記（表I）に記す保安機関の点検を受けてからご使用ください。
- (4) お客様がご使用になる燃焼器について；お客様が新たに当社（店）以外からLPガス燃焼機器を購入して設置される場合には、必ずご連絡くださるようお願いいたします。

## 9. 緊急時の連絡先について

当社（店）は、お客様宅で異常事態が発生した場合、下記（表I）の⑥に記載した保安機関が対応しますので、ガス漏れ等（ガス漏れや火災）が発生した場合直ちに連絡くださるようお願いいたします。

## 10. 個人情報の取扱いについて

ガス供給の申込受付、工事、保安点検等の際にお客様の個人情報を提供していただきますが、これらの個人情報は以下の目的にのみ使用するものとし、それ以外の目的には使用しません。

- (1) 配送、検針、集金等
- (2) 設備工事を行うため
- (3) 法律に基づいた調査・点検を行なう場合 等

（表I）

保安業務の区分	業務の内容	保安業務の実施者、住所、電話番号
① 供給開始時点検・調査	お客様がLPガスのご利用前、安全にご利用いただくためにLPガスの容器周りからガス機器までガス設備を一通り点検・調査を行います。	
② 容器交換時等供給設備点検	LPガスの容器の交換の際などに、転落転倒防止などの点検を行います。	
③ 定期供給設備点検	原則として4年に1回、LPガスの容器周りからガスメータまで正常にご利用いただける状態にあるか点検を行います。	※ 従来通り 保安機関に係る 情報を記入する
④ 定期消費設備調査	原則として4年に1回、ガスメータ出口からガス栓、ガス機器、その他設備を安全にご利用いただける状態にあるか調査を行います。	
⑤ 周知	原則として2年に1回以上、LPガスのご利用に伴う事故、災害の防止のため必要な事項をご案内します。	
⑥ 緊急時対応	LPガスに関連する事故、災害発生の恐れ、または発生のご連絡をお受けした場合に適正な措置を行います。	
⑦ 緊急時連絡	LPガスに関連する事故、災害発生の恐れ、または発生の場合に緊急連絡をお受けする機関、連絡先です。	

（注）保安業務の実施者に変更が生じた場合は直ちにお知らせいたします。

(注) クーリング・オフ制度について

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

- 1、お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）又は電磁的記録（電子メール等）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- 2、この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- 3、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

※はがきの場合は下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。

郵便はがき				
切手		住所	右記	○ ○ ○ ○
	○		日付	商電販販
	○		の	品話売売
	販		契約	名番店店
	○		は	・号住名
	○		解除	役務の
電話	○		し	種
ご契約	○		ます。	類
者住所	○			
番号	○			
所名	株			契
	式			約
	課			日
	会			令
	社			和
	中			○
				年
				○
				月
				○
				日

- 1、上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- 2、そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った〇〇の金額の返金を要求する旨、③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入してください。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては、契約書面に記載しているLPガス供給業者へお問い合わせください。